

# 令和 4 年小田原市議会 9 月定例会議案

(報告第 21 号～報告第 25 号)

令和 4 年 9 月 1 日提出

目 次

報告第 21 号 専決処分の報告について	1
報告第 22 号 専決処分の報告について	3
報告第 23 号 専決処分の報告について	4
報告第 24 号 専決処分の報告について	5
報告第 25 号 専決処分の報告について	6

報告第21号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守屋輝彦

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

### 小田原市手数料条例及び小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

（小田原市手数料条例の一部改正）

**第1条** 小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第42号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第43号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第57号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第58号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

（小田原市建築基準条例の一部改正）

**第2条** 小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第55条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年5月31日から施行する。

令和4年5月27日

小田原市長 守屋輝彦

（理由）

建築基準法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第22号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守屋輝彦

損害賠償について

- 1 専決処分年月日 令和4年7月14日
- 2 損害賠償額 別表のとおり（計13,200円）
- 3 相手方 別表のとおり（計2人）
- 4 概要 令和2年8月13日及び同年10月20日に小田原駅西口第1自転車駐車場ほか別表の場所から移動した放置自転車について、所有者への通知をせずに廃棄処分等を行った。

別表

	損害賠償額	相手方	移動した日	移動した場所
1	1,200円	市内在住者	令和2年8月13日	小田原駅西口第1自転車駐車場
2	12,000円	市内在住者	令和2年10月20日	市内蓮正寺

報告第23号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守屋輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和4年7月8日
- 2 損害賠償額 371,140円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和4年1月21日午前8時45分頃、久野4362番地7地先の丁字路において、農政課職員の運転する公用車が左折しようとしたところ、右側から直進してきた相手方車両の左側面に接触し、これを破損させた。

報告第24号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守屋輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和4年7月15日
- 2 損害賠償額 2,087,719円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和4年1月21日午後4時35分頃、小田原厚木道路二宮インターチェンジ小田原方面の加速車線において一時停止していた相手方車両に、建築課職員が運転する公用車が後方から追突し、これを破損させた。

報告第25号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守屋輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和4年8月10日
- 2 損害賠償額 838,595円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和4年1月21日午後4時35分頃、小田原厚木道路二宮インターチェンジ小田原方面の加速車線において一時停止していた相手方車両に、建築課職員が運転する公用車が後方から追突し、運転していた相手方を負傷させた。